

平成 28 年
第 7 回南九州市農業委員会 議事録

1. 日 時 平成 28 年 7 月 29 日（金） 午後 2 時～

2. 場 所 南九州市颯娃文化会館研修室

3. 出席委員(34 人)

会長 1 番 堀之内 和矢

会長職務代理 2 番 今市 範男

委員 4 番 山脇 茂孝 5 番 中禮 隆一 6 番 東 鈴子

7 番 君野 潤二 8 番 武田 正喜 9 番 永山 明美 10 番 松村 孝徳

11 番 奥藺 克年 12 番 外藺 順子 13 番 松久保 英生 14 番 松永 正美

15 番 寶代 行廣 16 番 田中 泉 17 番 吉崎 重廣 18 番 下之門 信洋

19 番 梶山 俊孝 20 番 下永田 チサト 21 番 栗ヶ窪 和治

22 番 栢木 いさ子 23 番 東垂水 勝秀 24 番 仁田尾 三男

25 番 西牟田 實盛 26 番 武田 豊子 27 番 宮原 耕一 28 番 深町 幸子

29 番 吉崎 久男 30 番 小原 光則 31 番 有藺 正伸 32 番 大隣 講平

33 番 吉留 丘 34 番 有村 真知子 35 番 上野 茂

4. 欠席委員(1 人)

3 番 宮原 俊郎

5. 議 題

○ 開会の宣告

○ 会長諸般の報告

○ 事務局長諸般の報告

○ 開議の宣告

○ 日程第 1 会議録署名委員の指名

○ 日程第 2 会期決定の件

○ 日程第 3 議案審議に係る通知事案について

○ 日程第 4 農業経営改善計画認定者の報告について

○ 日程第 5 議案第 47 号 農地所有適格法人の承認について

○ 日程第 6 議案第 48 号 農業振興地域整備変更計画書（案）の意見決定
について

○ 日程第 7 議案第 49 号 農地法第 5 条による農地転用許可後の事業計画変更に対

する承認について

- 日程第 8 議案第 50 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可について
- 日程第 9 議案第 51 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について
- 日程第 10 議案第 52 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 日程第 11 議案第 53 号 非農地証明願いについて
- その他 12

- 閉議の宣告
- 閉会の宣告

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 芝原 和己 農政係長 加治佐和彦
農地係長 福地 一浩 係員 橋村 将平
知覧分室農政農地係長 上野 誠 係員 松元 久美
川辺分室農政農地係長 山下 剛志 係員 川畑 和成

7. 会議の概要

開 会 午後 2 時

事務局長 定刻になりましたのでご起立願います。
「一同 礼」
ご着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。3 番 宮原 委員から一身上の都合により、欠席届が提出されております。ただいまの出席人員は 34 名で、会議の定足数に達しております。
これより平成 28 年第 7 回南九州市農業委員会を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、議案資料の 93・34 ページをご覧くださいと思います。（諸般の報告をおこなう）

議 長 続きまして事務局諸般の報告に移ります。事務局長の報告を求めます。

事務局長 諸般報告をおこなう。

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、これより本日の会議を開きます。会議に先立ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手の上、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第1 会議録署名委員の指名をおこないます。会議録署名委員は会議規則第19条第2項の規定により17番 吉崎 重廣 委員、18番 下之門 委員、を指名し、会議書記に加治佐農政係長を指名いたします。

議 長 日程第2 会期決定の件を議題に供します。
お諮りします。本会議の会期は、本日7月29日の1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議 長 続きまして、日程第3 議案審議に係る通知事案について、事務局の説明を求めます。

農地係長 それでは、議案審議に関する農地法第18条第6項及び農用地利用集積計画並びに、議案審議に関しない農地法第18条第6項及び農用地利用集積計画の合意解約について説明いたします。資料は3ページからになります。今回、農地法第18条第6項による通知事案は5件の合意解約がなされました。内容としましては、賃貸人が穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、賃借

人は顚娃町〇〇の〇〇〇〇さん、ほか4件の申し入れです。解約の主導はすべて貸人主導で、耕作者変更、本人耕作のためとなっております。

地目の内訳は、畑が19筆46,367㎡で、すべて顚娃地区であります。続きまして、農用地利用集積計画による通知事案ですが、14件の合意解約がなされました。内容は、賃貸人が顚娃町〇〇の〇〇〇〇さんの相続人代表〇〇〇〇さん、賃借人は顚娃町〇〇の〇〇〇〇さんほか13件の申し入れです。解約の主導は、1番、4番と9番から13番が借り人主導で、ほかは貸し人主導です。解約の理由は、1番は規模縮小、3番から6番は所有権移転、9番から13番は農業廃止によるもの、他は耕作者変更のためとなっております。地目ごとの内訳は、田が2筆で1,368㎡、畑が41筆で59,078㎡、合計43筆60,446㎡の合意解約となります。地域別では、顚娃地域1件、知覧地域12件、川辺地域が1件となっております。

以上でございます。

議 長 只今の事案について、質疑はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、あくまでも通知事案でございますので、ご了承いただきたいと思います。

議 長 続きまして、日程第4農業経営改善計画認定者の報告についてを議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長 農業経営改善計画認定者の報告についてご説明申し上げます。

資料は、12,13ページになります。今回認定されたのは5件です。

まず、顚娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。これまで主に〇〇地域で、お茶と露地野菜の複合経営を行ってきましたが、年齢に伴い、経営内容の見直し（集約化）が必要になってきました。今後、露地野菜に一本化することで、規模拡大と機械導入時の資金集約化及び農地連担化等で雇用体系を確立し経営の安定化と省力化を図りたい考えです

経営改善目標を達成するために、農業委員会の優良農地のあつせんと、経営の合理化や生産方式の合理化に努めるとともに、制度資金等の活用して機械の更新等を希望しています。

次に、顚娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。

これまで主に〇〇地域で、トンネルオクラとキャベツ主体で経営を行ってきましたが、ハウスオクラの導入とキャベツの面積拡大により経営の安定化を図りたい考えです。

改善目標を達成するために、農業委員会の優良農地のあつせんと、経営の合理化や生産方式の合理化に努めるとともに、制度資金等を活用してハウスの導入や機械の導入を希望しています。

次に、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。

これまで主に〇〇地域で、荒茶の製造のみをおこなっていましたが、今後は、生葉生産から荒茶製造まで一貫経営を目指すものです。

経営改善目標を達成するために、農業委員会の優良農地のあつせんや経営経理の合理化や生産方式の合理化に、制度資金等を活用し、製茶機械の増設や摘採機等の導入などを希望しています。

次に、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

これまで、〇〇地域で水稻作物を中心に経営を行っており、今後、新規需要米の面積を拡大し収益の安定化を図りたい、又、現在は早期のみであるが、普通作にも取り組みたい考えです。

経営改善目標を達成するために、農業委員会の優良農地のあつせんや経営経理の合理化や生産方式の合理化に、取り組みたい考えです。

最後に、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。

これまで、兼業で肉用牛の生産を行っていましたが、4～5年後をめどに、専業へ移行し、それに伴い規模の拡大、良質な粗飼料生産、経営の安定化と所得向上を図りたい考えです。

経営改善目標を達成するために、農業委員会の優良農地のあつせんや経営や生産方式の合理化に又制度資金を活用した施設の拡大等に、取り組みたい考えです。

今回の報告は以上でございます。

議 長 只今事務局から報告のありました件について質問はございませんか。

實代委員 この4番の〇〇〇〇さんの件でお聞きしたいのですが、飼料用米とWCSの違いを教えてください、どちらも飼料用米ではないのですか。

事務局長 飼料用米は米を取って飼料とし、WCSは、青刈りにして、茎からすべて使用する、刈り取ったものを発酵させて飼料とします。

議 長 他に質問ご意見はありませんか

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問なしと認めます。只今の案件につきましても、あくまでも報告事案
でございますのでご了承いただきたいと思います。

議 長 これより審議に入ります。まず、日程第 5 議案第 47 号 農地所有適格法人の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

農地係長 それでは、ご説明いたします。15 ページからになります。

穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんの案件です。法人の事業内容としましては、農産物の栽培・生産・加工・販売、及び荒茶製造等で、会社設立は昭和 55 年 3 月 1 日、構成員は 3 人となっています。資本金の額は 300 万円で、今回農地の利用権設定をすることで 57,350 m²の経営面積になります。農地所有適格法人は「法人形態要件」「事業要件」「構成員要件」「役員要件」の 4 つの要件を全て満たさなければなりません。「法人形態要件」については、有限会社であります。「事業要件」については法人の主たる事業が農業であることが条件ですが、申請法人は茶の生産・加工・販売などが主な事業内容になります。「構成員要件」については出資者 3 人で、うち法人の事業に常時従事する農業関係者が総議決権の 2 分の 1 を超えております。「役員要件」についても、役員の過半が農業に従事し、かつ農作業に従事しております。以上、全ての要件を満たしていることをご報告いたします。

議 長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。

議 長 質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
 議案第 47 号に係る案件については、申請どおり承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって議案第 47 号に係る案件については、申請どおり承認することに決定されました。

議長 次に日程第 6 議案第 48 号 農業振興地域整備変更計画書（案）の意見決定についてを議題といたします。まずもって現地調査員の報告をお願いいたします。

議長 知覧地区の調査員の報告をお願いします。

東垂水委員 7 月 19 日、仁田尾委員、事務局及び関係者立ち合いの元、農用地利用計画変更申請に係る現地調査を実施しましたので報告いたします。20 ページの番号 1 番です。

申請人は、鹿児島市〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、知覧町〇〇の「〇〇〇〇」の 4,069 m²です。変更理由は、日照条件のよい申請地に太陽光発電施設を設置するものです。申請地は、地目が「〇〇〇〇」ですが、農用地区域にあるため、今回農用地区域からの除外申請をするものです。現地の場所は、知覧庁舎から〇〇に直線で〇〇ほどの〇〇〇〇の南側付近に位置します。詳細は、議案資料の 21～24 ページの地図をご覧ください。申請地は、農用地区域内にありますが、他の農地には耕作道路が確保されているため、集団化及び作業効率への支障はないものと判断しました。代替地についても検討しており、適当な土地が見つからなかったとのことでした。しかしながら、今回の申請は、農用地区域の中を穴抜きの除外するものです。このことについては、事務局からの説明があると思いますが、平成 2 年 4 月に鹿児島県町村土地開発公社知覧町支所と申請人が代表を務める法人とで売買契約がなされたおりに、「知覧町の責任において農用地からの除外をおこなうもの」とする特約がなされているとのことでした。

次に、番号 2 番です。

申請人は、三重県〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、知覧町〇〇ほか 9 筆、畑の合計 10,084 m²です。変更理由は、日照条件のよい申請地と隣接する山林を一体利用して太陽光発電施設を設置するものです。申請地は農用地区域にあるため、今回農用地区域からの除外申請をするものです。

現地の場所は、知覧庁舎から〇〇に直線で〇〇ほどの〇〇の〇〇〇〇の東側に位置します。詳細は、議案資料の２５～２８ページの地図をご覧ください。申請地は、農用地区域内にありますが、他の農地には耕作道路が確保されているため、集団化及び作業効率への支障はないものと判断しました。代替地についても検討しており、適当な土地が見つからなかったとのことでした。

以上知覧地区２件は、農用地区域からの除外については、やむを得ないものと判断しました。以上、現地調査の報告を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長 ここで事局に補足がありましたら説明を求めます。

知覧分室 農業振興地域の変更条件には、代替地の検討、農地の集団化・作業効率への影響、用排水路への影響、土地改良事業等の有無について検討することとなっています。

先ず、番号１番について補足説明いたします。

代替地について検討しましたが、進入路が狭く、傾斜が急であるなど太陽光設置には適当な土地でなかったとのことであります。周辺農地の集団化・作業効率への影響については、他の農地には耕作道路が確保されているため支障はないものと判断されます。用排水路等への影響につきましては、雨水等は道路側溝へ放流します。また、土地改良事業につきましては、実施していません。しかしながら、農用地区域からの除外は、原則として農用地区域の外周部の土地に限って行うものですが、今回の申請は、農用地区域の中を穴抜きの除外するものです。委員の皆様、別にお配りしました資料を御覧ください。現地調査員から説明がありましたとおり、申請地は、平成２年４月に申請人が代表を務める法人が、鹿児島県町村土地開発公社 知覧町支所より購入しています。その折、土地購入に係る契約で、３項目を特約事項とする契約で締結しています。その特約事項の１に、「本土地は農振農用地区域であるため、知覧町の責任において農振除外(農用地区域からの除外)を行うものとする。」があります。平成２６年３月に、土地開発公社の解散により、残余財産等は南九州市に帰属しており、本市の顧問弁護士に確認しましたところ、現時点において時効は成立しておらず、本契約は現段階において有効であるとのことでした。また、本市農政課と県農村振興課とで県が同意できる案件であるか否かの事前相談におきましては、上記理由により今回の農用地区域からの除外については、同意できる

案件であるとのこととです。

次に、番号 2 番について補足説明いたします。

先ほど説明致しましたとおり農業振興地域の変更条件には、代替地の検討、農地の集団化・作業効率への影響、用排水路への影響、土地改良事業等の有無について検討することとなっています。代替地については、傾斜が急であり隣接地が山林であるなど太陽光設置には適当な土地でなかったとのこととであります。周辺農地の集団化・作業効率への影響については、他の農地には耕作道路が確保されているため支障はないものと判断されます。用排水路等への影響につきましては、雨水等は水路に放流します。土地改良事業につきましては、実施していません。しかしながら、この申請は、農用地を分断する除外となりますが、この農用地は 10 ha 以下の農用地で、2 種その他農地に該当することから除外は可能とのこととです。このことから、知覧地区 2 件の申請につきましては、農用地区域からの除外はやむを得ないものと判断されるところとです。

以上で、補足説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長 只今、現地調査員の報告並びに事務局から説明のありました案件について、審議をお願いします。

議 長 質問、ご意見はございませんか。

議 長 無いようでありますので採決いたします。
議案第 48 号 農業振興地域整備変更計画書（案）については、申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第 48 号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議 長 次に、日程第 7 議案第 49 号 農地法第 5 条による農地転用許可後の事業計画変更に対する承認についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

知覧分室 30 ページ，審議番号 1 番について説明いたします。

当初計画者は，知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。事業承継者が，〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は，知覧町〇〇，畑の 6 8 0 m²で，山林へ転用するため，平成 2 4 年 3 月 2 6 日付けで許可を受けておりますが，今回計画変更をするものです。現地の場所は，知覧庁舎から〇〇に直線で〇〇ほどの〇〇〇〇の南側に位置します。詳細は，議案資料の 3 1 ・ 3 2 ページの地図をご覧ください。内容としては，山林転用で計画していた申請農地について，当初計画者から事業承継者へ譲渡し，太陽光発電施設を設置するものです。後ほど，5 条申請でご審議して頂きます。以上で説明を終わります。

ご審議方宜しくお願い致します。

議 長 只今，事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。質問，ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問，ご意見がありませんので，採決いたします。

議案第 49 号に係る案件については，申請どおり承認することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第 49 号に係る案件については，申請どおり承認することに決定されました。

議 長 次に，日程第 8 議案第 50 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

農地係長 それでは，農地法第 3 条の規定による農地等の権利移動の許可申請に対する許可についてご説明申し上げます。議案資料は 34 ページからになります。今回の申請は所有権移転の 11 件であります。譲渡人は知覧町〇〇の〇〇〇〇さん，譲受人は知覧町〇〇の〇〇〇〇さん 他 10 件の申請であります。申請内容の内訳は，田が 6 筆で 4,582 m²，畑が 27 筆で 34,497 m²，

合計 33 筆 39,079 ㎡となっています。理由は、11 番は親族からの受贈、他は規模拡大によるものとなっております。土地の取引価格につきましては、10a あたり、田が 307,000 円から 2,410,000 円で、畑が 6,000 円から 387,000 円で売買される予定です。地域別では、知覧地域 7 件、川辺地域 4 件となっております。法第 3 条第 2 項各号の判断については、37 ページから 42 ページの調査書のとおりでございます。併せまして 2 番・3 番は、耕作面積が下限面積未満のため、営農計画書を添付してありますのでご確認ください。以上の案件については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、事務局としましては、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。

以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いしますが所有権移転に係る審議番号 7 番について、松久保委員が議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について全員で審議いたします。

議 長 質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 無いようですので採決いたします。

議案第 50 号の内、所有権移転に係る、審議番号 7 番を除く案件については申請どおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 50 号の内、所有権移転に係る審議番号 7 番を除く 10 件の案件については、申請どおり許可することに決定いたします。

引き続き、議事参与の制限に該当する案件を審議いたしますので、松久保 委員の退室を求めます。

(松久保 委員 退室)

議 長 これより、質疑を行います。質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑がございませんので、採決いたします。
議案第 50 号の内、所有権移転に係る審議番号 7 番については申請どおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって、議案 50 号の内、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。
松久保委員の入室を許可いたします。
(松久保委員 入室)

議 長 松久保委員に報告いたします。議案第 50 号の内 所有権移転に係る審議番号 7 番については申請どおり許可することに決定されました。

議 長 次に、日程第 9 議案第 51 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたしますが、まずもって現地調査員のご報告を求めます。
まず、所有権移転の顚娃地区分 2 件の報告をお願いします。

上野委員 それでは、農地法第 5 条所有権移転について現地調査の報告をいたします。

まず、審議番号 1 番について、譲受人は顚娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は顚娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、顚娃町〇〇ほか 1 筆の畑で、申請面積は 160 ㎡になります。申請地の隣に住んでいますが、駐車スペースが狭いため父親所有の畑を譲り受け来客用を含めた駐車場を整備しようとするものです。申請地は、顚娃庁舎から〇〇に直線で〇〇の粟ヶ窪集落にあります。詳細は 48・49 ページの地図をご覧ください。申請地の南東側は畑に、北東側は道路に、ほかは宅地に接しております。現状のまま利用しますが、境界はブロック積みとしますので、土砂流出等の恐れはありません。雨水は道路側溝へ流し込みます。日照通風等については、駐車場としての利用であり、影響を及ぼす恐れはありません。

次に 2 番について、譲受人は〇〇に本店を置く〇〇〇〇さん、譲渡人は〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、顚娃町〇〇の畑で、申請面積は 1,029

m²になります。申請人は、再生可能エネルギー発電事業を行う法人で、申請地が太陽光発電に適していることから発電施設を設置しようとするものです。申請地は、潁娃庁舎から〇〇に直線で〇〇の〇〇集落にありますが、詳細は 50 ページから 52 ページの地図をご覧ください。申請地の北側は畑に、南側の一部は畑に、ほかは道路に接しております。周囲はブロック積み及び防護柵を設けるので、土砂流出等の恐れはありません。雨水は南側の道路側溝へ放流する計画で、日照通風等については、施設高が 2m ほどで、影響を及ぼす恐れはないと思われます。これらのことから、潁娃地区 2 件の申請農地の転用については、やむを得ないものと判断しました。以上です。

議 長 次に、知覧地区分 2 件について報告をお願いします。

仁田尾委員 4 6 ページ、審議番号 3 番です。

譲受人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人が、兵庫県〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、知覧町〇〇ほか 1 筆、畑の合計 1,047 m²です。申請地は、周囲を山林と宅地と山林化した畑に囲まれており、生産性が低いため植林して山林として管理するものです。現地場所は、知覧庁舎から〇〇に直線で〇〇ほどの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の 53・54 ページの地図をご覧ください。申請地は、山林と道路及び宅地と山林化した畑に接しています。現状のままで利用するので、土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然流下とし、日照通風等については、隣接する耕作地はないので特に支障はないと判断しました。

次に、審議番号 4 番です。

譲受人が、〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、知覧町〇〇の畑の 680 m²です。転用目的は、隣接する山林と一体利用しての太陽光発電施設です。現地場所は、知覧庁舎から〇〇に直線で野間どの〇〇集落の北側に位置します。詳細は、議案資料の 55～57 ページの地図をご覧ください。申請地の周囲は、山林と道路に接しています。最高 1 m 程度の盛土及び切土を行い、周囲は土留め工事とよう壁を設けるので、土砂等が流出する恐れはなく、また雨水は自然流下で水路に放流します。日照通風等については、施設高が 1.3 m で、特に問題はないと判断しました。

以上、現地調査の報告を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長

次に、川辺地区分3件について報告をお願いします。

吉留委員

去る7月19日、杵木委員と事務局、私の4人で、農地法第5条許可申請に係る現地調査を行いましたので報告いたします。

審議番号5番の譲受人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、川辺町〇〇の田、308㎡で、転用目的は、現在、借家住まいのため、申請地を取得し一般住宅を建築しようとするものであります。申請地は、川辺庁舎から〇〇に直線で〇〇の〇〇〇〇付近にあります。詳細は58・59ページの地図をご覧ください。申請地の周りは道路・水路・雑種地で、農地はないことから、土砂流出、日照通風等についての問題はありません。

次に、審議番号6番の譲受人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんほか1名、譲渡人は、大阪府〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、川辺町〇〇の畑、402㎡で、転用目的は、現在、借家住まいのため、申請地を取得し一般住宅を建築しようとするものであります。申請地は、川辺庁舎から〇〇に直線で〇〇の〇〇集落にあります。詳細は60・61ページの地図をご覧ください。申請地の東側は畑に、他は道路に接しています。現状のままで利用し、隣接地との境界はよう壁を設けるため、土砂流出等の恐れはなく、雨水排水は南側の道路側溝へ放流し、汚水・生活雑排水は浄化槽で処理します。日照通風等については、隣接農地から4m程度の緩衝スペースを設けるため、特に問題はないと思われます。

次に、審議番号7番の譲受人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、川辺町〇〇の田、ほか2筆の畑で、申請面積は385㎡、転用目的は、長年耕作されておらず今後も耕作の見込みがないことから、クヌギを植林しようとするものであります。申請地は、川辺庁舎から〇〇に直線で〇〇の〇〇小学校付近にあります。詳細は62・63ページの地図をご覧ください。申請地の北側は宅地と畑に、東側は不耕作の田に、西側は道路に接しています。現状のままで利用し、隣接地とは2～3mの緩衝地を設けるため、土砂流出等の恐れはなく、雨水排水は、自然流下とし、日照通風等についても、2～3mの緩衝地を設けることから、影響を及ぼす恐れはないと思われます。

以上のことから、川辺地区3件については、申請農地の転用はやむを得ないものと判断いたしました。これで報告を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 次に、貸借権設定の川辺地区分2件について報告をお願いします。

杵木委員 報 それでは、議案資料 64 ページ、貸借権設定の案件について現地調査の報告をいたします。

まず、審議番号1番の借人は、大阪府〇〇の〇〇〇〇さん、貸人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、川辺町〇〇の畑、895 m²で、転用目的は、申請地と隣接する宅地1筆を同時に借り受け、太陽光発電施設を設置しようとするものです。申請地は、川辺庁舎から〇〇に直線で〇〇の〇〇集落にありますが、詳細は65～67ページの地図をご覧ください。申請地の北側は宅地に、東側は一体利用する宅地に、南側は雑種地と現況道路の畑に、西側は道路に接しています。現状のまま利用しますので土砂流出等の恐れはなく、雨水排水は自然流下とし、日照通風については施設高が低いので影響を及ぼす恐れはないと思われます。

次に、審議番号2番の借人は、〇〇の〇〇〇〇さん、貸人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、川辺町〇〇ほか3筆の畑で、申請面積は1,455 m²、転用目的は、これまで駐車場として使用していた場所に事業拡大により施設を建設したため、新たに職員・来客用の駐車場が必要となり、申請地を借り受け整備しようとするものです。申請地は、川辺庁舎から〇〇に直線で〇〇の〇〇集落にありますが、詳細は68・69ページの地図をご覧ください。申請地の北側・西側は道路に、東側・南側は不耕作の畑に接しています。現状のまま利用しますので土砂流出等の恐れはなく、雨水排水は自然流下で道路側溝へ流し込みます。日照通風等については、駐車場としての利用であり影響を及ぼす恐れはないと思われます。以上のことから、2件については、申請農地の転用はやむを得ないものと判断いたしました。これで報告を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 それでは、説明します。資料は、46ページからになります。

審議番号1番ですが、立地条件については農業公共投資の対象となっていない小集団の農地にあることから、第2種農地の「その他の農地」と判断されるところであります。一般基準の資力及び信用については、過去に違反転用等行った事はなく、資金については不要と云うことであります。また、転用目的にもありますように、駐車場として使用するもので遅滞なく

供することが確実だと思われます。

次に２番についてですが、立地条件については、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地にあることから、第２種農地の「その他の農地」と判断されるところであります。一般基準の資力及び信用については、過去に違反転用等行った事はなく、資金については自己資金で賄うとのことで、関係書類で確認できますので、適当と認められます。また、転用目的にもありますように、太陽光発電施設を設置するもので許可後は遅滞なく供することが確実だと思われます。以上２件の、転用行為の妨げになる者については、台帳を確認したところありませんでした。また、関係行政庁の免許、許可、認可等については必要ありません。これらのことから、顔娃地域２件の転用許可についてはやむを得ないと判断するところです。

以上です。

知覧分室 審議番号３番から４番まで補足説明いたします。

先ず審議番号３番について、立地基準ですが、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第２種農地の「その他農地」と判断されます。続きまして、一般基準の資力及び信用ですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については自己資金でまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は、農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の免許、許可、認可等については、特に必要ありません。また、許可後の速やかな転用も確実であると思われます。これらのことから、転用はやむを得ないと判断するところです。次に、審議番号４番です。立地基準ですが、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第２種農地のその他農地と判断されます。続きまして、一般基準の資力及び信用ですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については自己資金でまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は、農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の免許、許可、認可等については、経済産業省からの発電設備認定通知書及び九州電力からの発電設備等契約申込みに対する回答書が、添付されており、許可後の速やかな転用も確実であると思われます。これらのことから、転用はやむを得ないと判断するところです。

以上で補足説明を終わります。

川辺分室 それでは補足説明を申し上げます。

所有権移転、審議番号5番と6番ですが、立地基準については、いずれも都市計画法で第一種住居地域として用途地域が定められていることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると判断されます。一般基準の資力及び信用ですが、必要な資金については、5番は自己資金と金融機関からの融資、6番は全額金融機関からの融資で賄うとのことで、それぞれ関係書類で確認できました。また、どちらも過去に違反転用等行ったこともないことから、信用についても問題ないと認められます。2件とも現在借家住まいであり、申請目的が自己所有の住宅を建築するためであることから、許可後は遅滞なく供することが確実と思われ、関係行政庁の免許、許可、認可等についても特に必要ありません。

次に、審議番号7番の立地基準については、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地のその他の農地と判断されます。一般基準の資力及び信用ですが、必要な資金については、全額を自己資金で賄うとのことで、関係書類で確認でき、過去に違反転用等行ったこともないことから、信用についても問題ないと認められます。また、許可後の速やかな転用は確実であると思われ、関係行政庁の免許、許可、認可等についても特に必要ありません。

次に、64ページ、賃借権設定の審議番号1番です。立地基準については、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地のその他の農地と判断されます。一般基準の資力及び信用ですが、必要な資金については、法人の自己資金と法人代表者個人からの借入で賄うとのことで、関係書類で確認でき、過去に違反転用等行ったこともないことから、信用についても問題ないと認められます。関係行政庁の免許、許可、認可等については、経済産業省からの発電設備認定通知書及び九州電力からの工事費負担金の入金通知が添付されており、許可後の速やかな転用も確実であると思われます。

次に審議番号2番です。立地基準については、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地のその他の農地と判断されます。一般基準の資力及び信用ですが、必要な資金については、全額を自己資金で賄うとのことで、関係書類で確認でき、過去に違反転用等行ったこともないことから、信用につい

でも問題ないと認められます。また、事業拡大に伴う駐車場不足を補うものであり、許可後は速やかに供することが確実であると思われ、関係行政庁の免許、許可、認可等についても特に必要ありません。

以上の川辺地区5件について、転用行為の妨げになる者の有無について確認したところ、いずれの案件も該当する者はありませんでした。このことから、5件の申請目的への転用はやむを得ないと判断するところでございます。

これで補足説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、ご意見はございませんか。

梶山委員 3番のここの53番の図面の現地の場所の隣接に〇〇〇〇さんとありますが、ここの出なのでしょう。

議 長 私が理解している範囲では、ここの出というわけではなく、子の子で孫にあたるのかと思います。それを相続したのかと思います。それを、松山さんに移転するのかと思います。

梶山委員 近くに親戚とがなく、空き家なのですか。

議 長 その通りです。

梶山委員 ちなみに何を植えるのでしょうか。

知覧分室 杉です。

梶山委員 少し皆さん心配していましたが、周辺に影響は無いのですね。

議 長 周囲は山です。

今市委員 64番の 1番の借り人の代表者はどなたですか

川辺分室 〇〇〇〇さんです。

議 長 他に質問、ご意見はありませんか

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。

議案第 51 号 農地法第 5 条申請に対する許可並びに諮問決定に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。

よって議案第 51 号に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議 長 次に、日程第 10 議案第 52 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 農業経営基盤強化促進法 第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の意見決定について説明いたします。71 ページからになります。

「所有権移転」についてですが、譲渡人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん他 5 件であります。所有権移転の理由は、すべて規模拡大によるものとなっています。地目の内訳は、畑が 11 筆 12,319 m²となっております。申請農地の取引価格については、10a あたり 150,000 円から 540,000 円で売買される予定 です。 地域別の件数は、颯娃地域 1 件、知覧地域 2 件、川辺地域 3 件となっています。

次に、「賃貸借利用権」の設定であります。73 頁から 87 頁です。利用権を設定する者は、〇〇の〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん 他 45 件になります。設定面積は、田が 9 筆で 7,185 m²、畑が 145 筆で 199,253 m²、合計 154 筆の 206,438 m²になります。地域別では、颯娃地域が 22 件、知覧地域が 16 件、川辺地域が 9 件で、このうち農地中間管理事業によるものが 19 件となっております。

次に、「賃貸借利用権の移転」であります。資料は 87 頁の 1 から 87

の 3 です。利用権を移転する者は、鹿児島県地域振興公社、利用権の移転を受ける者は、知覧町の〇〇〇〇さんほか 3 件で、農地保有合理化事業による利用権の移転であります。設定面積は、畑が 12 筆、12,828 m²で、すべて知覧地域であります。

次に、「使用貸借利用権の設定」であります。資料は 87 の 4 から 87 の 8 になります。利用権を設定する者は、頴娃町の〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は、頴娃町の〇〇〇〇さん他 6 件であります。設定面積は、田が 4 筆 5,434 m²、畑が 31 筆 64,927 m²、合計 35 筆 70,361 m²であります。地域別では、頴娃地域 6 件、知覧地域 1 件で、このうち農地中間管理事業によるものが 3 件となっております。以上でございますが、全ての案件について利用集積計画を確認しましたところ、その内容は基本構想に適合し、その農用地の全てにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者の全ての同意が得られていることを確認いたしました。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたしますが、所有権移転の番号 2 番については松久保 委員が賃貸借利用権設定の番号 4、5、6 番については奥蘭 委員が、議事参与の制限に該当しますので、まず、該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。

質問、ご意見はありませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第 52 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件の内、所有権移転の番号 2 番と賃貸借利用権設定の番号 4、5、6 番を除く案件、使用貸借利用権の設定の全案件については、申請どおり適当意見とすることに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。
よって議案第 52 号の案件の内、所有権移転の 2 番を除く 5 件と賃貸借

利用権設定の番号 4, 5, 6 番を除く 25 件, 使用貸借利用権の設定の全案件については, 申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議長 引き続き, 議案第 52 号のうち, 議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。

松久保委員、奥菌委員にお諮りします。議事の進行上, 議事参与の制限に該当する案件については, 一括して議事を進行したいところであります。ご異議ございませんか。

関係委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

それでは, 議事参与の制限に該当する案件について審議を行いますので, 関係委員の退室を求めます。

(松久保委員, 奥菌委員 退室)

議長 これより, 質疑を行います。質問, ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質疑がございませんので, 採決いたします。

議案第 52 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の内, 所有権移転の番号 2 番と賃貸借利用権設定の番号 4, 5, 6 番については, 申請どおり適当意見とすることにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。よって, 議案 52 号の内, 議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。関係委員 の入室を許可いたします。

(松久保委員, 奥菌委員入室)

議長 関係委員に報告いたします。議案第 52 号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画のうち, 議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定されました。

議長 次に、日程第 11 議案第 53 号 非農地証明願いについてを議題といたします。
まず、現地調査委員のご報告を求めます。
まず、潁娃地区分について報告をお願いします。

奥菌委員 それでは、非農地証明願いに係る現地調査の報告をいたします。
申請人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、潁娃町〇〇 ほか 2 筆の田と畑で、2,057 ㎡、になります。申請地は、潁娃庁舎から〇〇に直線
で〇〇の〇〇集落にありますが、詳細は 90 ページ 91 ページの地図をご覧ください
と思います。いずれの申請地も、周囲は現況が山林や原野が混在した場所にあり、
進入路もなく、20 年以上耕作されていない山林・原野で、今後も耕作される
見込みはなく、復元は極めて困難であり、周囲の状況から判断しましても、
非農地とすることに何ら支障はないものと判断しました。 以上です。

議長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 ただいま、報告がありました非農地証明の交付基準には、「農地法が適用
される以前から非農地であった土地」「自然災害による災害地で農地への復旧が
困難であると認められる土地」「農業振興地域の整備に関する法律で定める農用
地区域外」の土地で、原則として 20 年以上耕作が放棄され、
将来的にも農地として使用するのが困難であり、農地行政上も特に支障が
無いと認められる土地」があります。
審議番号 1 番については、農振農用地区域外で、これまで 20 年以上耕作
されておらず、将来的にも農地として使用することが困難で、農地行政上も
特に支障が無いことから、非農地と判断することに支障はないものと思
われます。以上でございます。

議長 只今現地調査委員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議
をお願いします。質問、ご意見はありませんか。

委員 「なし」の声あり

- 議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第 53 号 非農地証明願いについては、申請理由からしてやむを得
いものとして、申請どおり証明書を交付することにご異議ございませんか。
- 委 員 「異議なし」の声あり
- 議 長 ご異議なしと認めます。
よって議案第 53 号については、申請どおり証明書を交付することに決
定します。
- 議 長 次に、日程第 12 その他でございますが、委員の方々から何かござい
ませんか。
- 委 員 「なし」の声あり
- 議 長 無いようでございますが、事務局は何かございませんか
- 農政係長 10 月の農業委員会の日程変更について説明。県地域別農業委員研修会
について説明。遊休農地の調査について説明。農業者年金の推進につい
て新規就農者に資料を送付しているので、積極的に声をかけるようお願い
する。(送付者名簿を配布)
- 事務局長 今後の日程について連絡する。
- 議 長 只今の件について、ご質問はございませんか。
- 委 員 「なし」の声あり
- 議 長 他にございませんか。
- 委 員 「なし」の声あり
- 議 長 無いようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案
件の審議は終了いたしました。

議長　これにて本日の会議を閉じ、併せて平成 28 年第 7 回南九州市農業委員会を閉会いたします。ご起立願います。

事務局長 「一同 礼」

閉 会 午後 4 時 3 0 分

南九州市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

南九州市農業委員會議長 _____

会議録署名委員 17 番

会議録署名委員 18 番